

令和5年度第3回 松江市社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会 議事録

1 日時 令和5年12月19日(火) 19:00~20:30

2 場所 松江市役所 本館3階 第2常任委員会室

3 出席者

(1) 委員 出席15名、欠席0名

・京分科会長、奥村副分科会長、安部委員、石飛委員、小田川委員、貝谷委員、勝田委員、加藤委員、高橋委員、武田委員、長澤委員、平崎委員、深貝委員、毛利委員、森脇委員

(2) 事務局

・健康福祉部：松原健康福祉部長、岸本健康福祉部次長、(障がい者福祉課)有間課長、曾田係長、仲田係長、村田係長、福岡係長、山本審査リーダー、三井副主任、柳浦副主任、土井副主任行政専門員、(家庭相談課)石倉課長、(健康推進課)岸本課長、(松江保健所心の健康支援課)高野課長

・こども子育て部：桑原こども子育て部次長、(こども家庭支援課)峯課長

・教育委員会：(発達・教育相談支援センター)山本所長、(図書館事務局)小林事務局長

・基幹相談支援センター絆：浅津センター長

・機能強化事業所：(厚生センター)桑嶋相談支援専門員、(さくらの家)山本相談支援専門員、(よもぎ)曳野相談支援専門員、(わこう)福田相談支援専門員

4 議題

(1) 第7期松江市障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画(修正案)について

(2) 各種連携会議、検討チーム会議の状況

(3) その他必要な事項

5 会議経過

【開会】

○有間課長 皆様、お疲れ様です。障がい者福祉課の有間でございます。ただいまから、令和5年度第3回松江市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会を開催いたします。本日は、お仕事等でお疲れのところ、遅い時間からの会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。最初に、本日の会議の出欠状況ですが、奥村副分科会長が遅れて来られると連絡を受けておりますが、その他の委員の皆様は全員出席ですのでご報告いたします。

【協議事項】

○有間課長 早速、「2. 協議事項」に移りたいと思いますが、本分科会は、運営規程第4条第1項の規定により分科会長が議長となることとなっておりますので、京分科会長に進行をお願いしたく存じます。京分科会長、よろしくお願いいたします。

○京分科会長 皆様、どうぞよろしく申し上げます。審議に入ります前に、まず本分科会につきましては、「松江市情報公開条例」の規定により原則公開となりますが、本日子定されている項目の中で、非公開の基準に当てはまるようなものがありますか。

○曾田係長 障がい者福祉課障がい者政策係長の曾田と申します。よろしく申し上げます。本日の会議について、非公開の基準に該当する事項はございません

○京分科会長 それでは、次第に沿って進めてまいりたいと思います。まず「(1) 第7期松江市障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画(修正案)について」ということで、前回の分科会以降、委員の皆様や当事者団体の方々などからご意見をいただき、今回の修正案を提示いただいております。委員の皆様、それぞれのお立場での忌憚のないご意見をいただきたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

【(1)第7期松江市障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画(修正案)について】

○曾田係長 それでは私から、第7期松江市障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の修正案について説明いたします。前回、10月の分科会では、計画の素案を提示させていただきまして、それ以降、11月を主体に当事者の方の団体や相談支援事業所の皆様などに意見照会をさせていただきました。その結果、73件のご意見をいただいております。今回の説明は、ご意見等と市の対応について、資料1のとおりまとめておりますので、これにより説明をさせていただきます。修正案については、資料2により、意見の結果や再検討を踏まえて修正をした箇所を説明いたします。

それでは、資料1「①計画(素案)へのご意見等一覧」をご覧ください。この資料では、ご意見等の一覧を並べて記載しており、項目として73項目ございますが、1から19番目までは計画の内容の修正を求める意見を記載しております。そのほとんど修正をしております。また、20番目以降、施策への要望や質問事項などを並べております。直接、計画の修正を求めるものでないものについて、計画の修正までは行ってはおりませんが、市としての対応を記載しております。それでは資料1により、計画の修正を行った項目をかいつまんで説明いたします。

まず、項目1でございます。このご意見は前回の分科会でいただいたご意見でして、計画書の中にある「前計画期間中の取り組み」と「今計画期間の取り組み」に記載する内容に重複があるので、課題の整理については今計画期間の取り組みに記載した方が良いというご意見をいただきました。今回、計画書については可能なところで、記載の重複を削除したり、課題については今計画期間の取組に記載するなどの調整を行うなどの修正をしております。

続いて項目3ですが、これも前回の分科会でのご意見であり、障がい理解の推進については、県や社協さんが実施する「あいサポート運動」との連携の記載があった方がよいのではという趣旨のご意見をいただいております。松江市としては、あいサポート運動との連

携はすべきと認識しておりますが、計画には記載をしておりませんでしたので、この度、追記しております。

続いて項目 4 ですが、これも前回の分科会でご質問をいただいた内容です。施設入所支援について、施設入所者の見込みを少しずつ減らすという内容を素案にて提示いたしました。このことについて、施設の定員を減らす考えかなのかというご意見をいただいております。この点につきましては、市としては国が示している成果目標の設定基準に沿った見込みを設定しておりますが、これに基づく定員の減であったり、入所を認めないという考えはございませんので、その旨を計画書にも追記しております。

続いて項目 5 では、「インクルージョン」という言葉を計画書の中で使用してはいたしましたが、使用方法に誤りがあるのではないかとのご意見をいただきましたので、計画書の中で、適正な記載になるよう修正しております。

続いて、項目 6 から 8 については、基本的には同じ内容と認識しております。福祉人材の不足、ヘルパーの不足をどうにかするべきではないかというご意見です。これは全国的な課題ではありますが、松江市でも長期的な視点も含めて重要な課題であるとは認識しており、特にヘルパー人材の不足を伺っている状況です。この福祉の人材不足は、根本的には給与等の処遇の改善が不可欠であると考えておまして、現在は島根県市長会を通じて、国に抜本的な改善要望を出しております。それに加えて、市としてたちまちこれができるということを行うのは難しいところもありますが、明確に課題であると認識しておりますので、計画にも人材不足の声があることについて追記しております。

続いて、項目 9 については、意思疎通支援に関する代読、代筆者の養成は現在行っておりませんが、計画に入れてほしいという要望です。国の補助事業においては、支援者の養成をすることが補助メニューにないこと、またそのニーズも捉えきれていないことから、調査、研究をするということを追記しております。

また、次の項目 10 は、視覚障がい者用の音声パソコン、スマートフォンの使い方の研修について要望をいただきましたが、こちらもニーズ把握等も含めて調査、研究する旨を追記することとしました。

ここから先は、文言修正の意見ですので、少し飛ばさせていただきます。項目 18 をご覧ください。ここでは、小中学校でのディスレクシア、いわゆる読字障がいと言われているものでして、読み書きだけに困難性が生じる発達障がいでございますが、適切な把握と支援について追記してほしいという要望がございました。現状では、小学 1 年生を対象に実態把握と個別支援を行っているところでございますので、計画への追記はしないこととしましたが、継続して把握と支援は行いたいと考えています。

続いて 4 ページをご覧ください。ここからの内容は、主に施策への要望や質問となります。それぞれの要望等の内容について、計画の修正を行うということまではしませんでした。個々の項目については理解しておりますので、向こう 3 年間、様々な事に取り組む中で、実施可能なものから検討のうえ対応していきたいと思っております。全般的に多かったものとしては、障がい理解を推進してほしいというご意見でした。ごもっともなご意見と思いま

すので、当方としても力を入れていきたいと考えております。意見があったことについては後ほど説明しますが、計画に追記をしております。

続きまして項目 22 ですが、手話言語国際デーの際に、昨年度と今年度は松江城をライトアップしましたが、てんかんの世界的啓発デーであるパープルデーについても松江城をライトアップできないかという要望でした。手話言語については、世界的な取り組みとして実施されているものであり、その一環として松江城もライトアップに協力したものでありますが、これは単年度ごとに検討して、出来る年と出来ない年もあろうかと思っております。てんかん等の要望についても、松江城に限った単一なものではなく、広域的な取り組みであれば相談に応じたいと思っております。ただし、予算の調整も必要であることも記載しております。

続いて、項目 27 に飛びます。障がい福祉事業所のチェックについて、行政だけではなく、オンブズマン的な人を養成してチェックできる仕組みはどうかというご意見です。市としては集団指導や実地指導でのチェックの他、第三者評価制度の普及にも努めている状況でして、オンブズマン的な人の養成については、現状では考えていないことを記載しております。

続いて、7 ページをご覧ください。項目 39、40 でございます。こちらは、島根県難病支援センターと団体名を記載しておりますが、今回の計画に関する国の指針では、難病患者への支援が明記されておりますので、出雲市にあるしまね難病支援センターという県の機関に意見交換ということで訪問しまして、課題や現状について伺ったものです。掘り下げなければ様々あるとは思いますが、たちまち言われたのは、手帳を持たない難病の方で、障がい福祉サービスの利用方法や相談窓口が分からない方が多いのではないかという意見をいただきました。県の機関ではございまして、センターの方でも取り組まなければいけないと言われておりましたが、市としても手帳を持たない方への情報提供に工夫して対応しないといけないと考えております。

項目 40 では、センターに寄せられる相談は、多くは医療や医療費助成に関する相談が多いということですが、その他でも就労に関する相談が増えており、体調の都合もあって、在宅就労を希望する人が結構多いので、例えばB型就労で在宅ワークの選択肢が増えるといいのではという意見でした。B型で在宅ワークを提供している手帳を持たない患者には、適切に障害福祉サービスの情報が届くようにしないといけないと考えております。

続いて、9 ページをご覧ください。項目 48 からは、アクセシビリティに関する意見が3つ並びます。デジタルアクセシビリティとして、アルファベットで URL を記載しておりますが、これは島根大学の伊藤先生が視線入力の技術研究をされておられまして、そういう最新技術が可能となれば使えるようにしてほしいということです。

続きまして、項目 49 では交通アクセシビリティということで、ストレッチャー式の車いすの方が、バスなどの公共交通機関で乗り降りできるようにしてほしいという要望です。

続きまして、項目 50 では教育アクセシビリティということで、ストレッチャー式の車いすを使う障がい児が普通学校に通う場合は、適切に支援をするよう要望をいただいております。市の現状等の回答をいたしております。

続きまして、項目 53 では不登校児の居場所の設置、復学支援について何か考えはないかという内容に対して、市の義務教育学校においては、関係機関と連携しながら個別に学習環境を考えている状況を記載しております。

続きまして、項目 57 ではファミリーサポート事業とレスパイト事業はどちらも地域における相互援助の仕組みでありますので、一本化したらどうかとの要望がございまして、現在統合可能かどうか検討中である旨を回答しております。

続きまして、項目 60 では医療的ケア児の現状についての問いということで、市のこども家庭支援課において、コーディネーターを 2 名配置し、地域保健師や関係機関と連携しながら医療的ケア児が安全に保育所等に入園できるよう支援しています。令和 4 年度は 3 名、令和 5 年は 1 名が保育所等での受け入れにつながっています。以上、まだ項目はありますが、かいつまんでの意見一覧の説明とさせていただきます。

続いて、計画書の主な修正点について、資料 2 の計画案の冊子で説明いたします。資料 2 につきましても、前は「素案」、今回は「案」として提示をさせていただいております。今回、いただいたご意見を市で検討してまいりまして、基本的には、計画書の後段の今後の取組のところが修正としてはメインとなりますが、主な修正点について、かいつまんで説明いたします。

まず、45 ページをお開きください。ここでは施設入所支援の利用者数の見込を記載しております。見込みとしては、国が示す成果目標に沿って見込み量を設定しておりますが、あくまで地域移行を目指す意味で減としているものであり、定員の減や申込の制限を行うものではありませんので、その旨を明記しております。

続いて、64 ページでございます。ここでは職員による各種研修への参加人数を見込んでおりましたが、前は 7 人と見込んでおりましたが、もう少し積み増しは可能であろうということで 10 人に修正しております。

続いて、66 ページからは、前期間中の取組の総括と今期の取組となります。いくつか斜線を引いて削除している部分がありますが、記載が重複していたり、今後の取り組みに課題の記載を移したものとなります。

続いて、70 ページをご覧ください。ここでは日中サービス支援型グループホームの確保を記載しておりますが、その施設の特徴をもう少し具体的に記載することとして修正をしております。

続いて、71 ページをご覧ください。ここでは、「2. 今計画期間の取り組み」を記載しておりますが、(1) 地域共生社会の推進の内容を一部修正しております。この度の意見聞き取りにおいて、障がい理解を拡げてほしいという意見が多かったことから、その旨を追記し、記載内容を修正しております。意味合いの変更はありません。その下のところでは、あいサポート運動との連携について記載をしております。

続いて、72 ページでございます。これは意見で求められたものではありませんが、(3) 障がい福祉サービスの質の向上において、定期的な実地指導等におけるサービスの質の確保や向上、給付の適正化を記載しております。また、平成 30 年度にスタートした障害福祉サービス等情報公表制度や、福祉サービス第三者評価の普及、啓発について追記してござい

す。また、その下の部分については、福祉人材の不足の意見があったことを追記し、国に対して、処遇改善を求めることを記載しております。

続いて、74 ページではご意見でいただいている代筆、代読等の支援、ICT 機器の操作研修について、ニーズ等を踏まえて、調査、研究を行う旨を追記しております。

続いて、75 ページでは令和 2 年度に国でスタートした雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業について、現在市では 2 名の方に利用いただいておりますが、活用の促進に向け周知の強化を図る旨追記しております。

続いて、76 ページでございますが、(7) 地域移行・定着・包括ケアの推進の④に施設整備に関しての追記をしております。地域の支援体制の整備には、サービスを提供する施設が必要となりますのでその旨を追記いたしました。また、国の施設整備に係る補助金においても、障がい福祉計画に施設整備の記載があることが若干有利になるという意味もありまして追記をしたところです。

計画における修正点について、かいつまんで説明いたしました。なお、第 4 編に参考資料をつけることとしておりまして、松江市社会福祉審議会条例、関係規定、障がい者福祉専門分科会委員名簿及び分科会開催経過を添付しております。駆け足ではございましたが説明は以上です。

○京分科会長 ご説明ありがとうございました。ただいま事務局からご説明いただいた内容について、ご質問やご意見がありましたら頂戴したいと思います。なお、大変ボリュームが多いため、箇所は資料 1、資料 2 のどちらか、またページ数についてもお示しいただいた上で、ご質問等をいただければと思います。また、皆様から出されたご意見が適切に反映されているかという点も含めて、ご意見等いただきたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

○毛利委員 島根県知的障害者福祉協議会の毛利と申します。前回会議での説明等を受けまして、当協会や市内の事業者から意見を募りました。あいサポート運動の件など、色々と計画へ反映していただきありがたいと思っております。

一番反応が多かった所としては、資料 1 の項目 4 と、資料 2 の 45 ページに記載の施設入所支援について、地域移行を進めて行きましょうという大きな流れがある中で、施設入所者を減らしていくと言う事なのかといった件ですが、これについてはやはり各事業者の関心が非常に高く、8 事業所から問い合わせや意見があり、市の方へ意見を送らせていただきました。私どもの意見を受けていただいて、赤字のとおり追記をしていただいた所と、あくまでも減らしていくのが目標数値ではなく、見込み量の数値として捉えるのであれば、その説明で各事業者も納得いただけるのかなと理解しております。

一方で、記載の仕方の難しさだと思っておりますが、今回直接的な関わりは無いのですが、見る人によっては、地域移行と施設入所支援の利用の減というものがイコールだとみなされてしまいます。これについては、当協会としては明確に反対の姿勢であり、また、国連の

申し入れて施設入所支援をやめなさいとの勧告があったことについても、日本の知的障害者福祉協会は基本的には闘っていく姿勢です。施設入所支援については一定のニーズがあるということを知的障害者福祉協会全体として考えておりますので、今回の計画についてはこのような内容で会員事業者の理解は得られるかと思いますが、基本的には、入所施設を減らしていく、あるいは無くしていく、また地域移行することによってそれを進めていくという施策については、協会としては肯定できないという前提があるという事をご理解いただきたいと思います。各表記や説明を追記していただいたことについてはありがたいと思いますし、これを各事業所にもフィードバックしたいと思います。

○京分科会長 ありがとうございます。ただ今のご意見について、事務局の方から補足の説明等がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○有間課長 ご意見ありがとうございます。我々といたしましても、施設入所のサービスというものは、この先かなり長い期間にわたって必要とされるサービスではないかと思っております。ただ、地域移行という取組はやはり必要だと思っておりますし、いろんな在宅サービスが充実しているという現状もあります。施設入所のニーズについては、以前に比べると、何と言いますか、速度が弱まっているというか、少しずつ必要とする時期が後ろに下がってきているのかなと思っております。そういった傾向も踏まえて、この3年間でも松江市が決定している入所者が減っている状況があるのかなと思っております。ただ、即定員の減とか決定を抑えるということについては、あってはならないと思っておりますし、行う予定もございません。定員の面については、10年、20年というスパンでは減らす必要性というものはないのではないかと考えているところでございます。

○京分科会長 毛利委員さん、よろしいでしょうか。

○毛利委員 ありがとうございます。各事業所にもフィードバックさせていただきます。

○京分科会長 ご意見ありがとうございます。他にございますでしょうか。

○長澤委員 松江市身障者福祉協会の長澤です。資料2の33ページ、(2)の②地域での取り組みについて、色々関連する所として71ページで障がい者の特性を理解してほしいともありますが、同じ地域の中で障がいの特性を理解してくださいとの記載があります。私が所属する障がい者の団体と市長との懇談の中でもお願いしておりますが、現在、第6次地域福祉計画につ

いて各公民館でも策定に取組む様にしておりまして、その中で、是非障がい者を視点にしたサポートができるような体制を各公民館の福祉計画の中にも織り込んでほしいことと、障がいの第3次基本計画等も来年度から始まる所ありますが、その辺りも含んで一緒に取り組んでほしいというお願いをしています。少しでも公民館や地域の中で、障がいの特性とか、このような障がいのある方がおられて、こんなことで困っておられますよということを知ってもらいたいと思いますので、私も公民館の立場で取り組んで行きたいと思います。

また、要配慮者支援事業者については、私を支援してくださいという旨の回答率が非常に低いという所があるのと、今の地域での実情を知っていただきたいのですが、民生委員さんが障がいのある方を把握しているかという事について、高齢者の方はある程度は分かるのですが、全体的には把握ができていないと思っております、これをどうにかできないかと考えております。個人情報の点もあるかと思いますが、いざ災害があった時などは、障がいがある人へ支援する必要があるがあっても、それができない場合があるのではないかと。手を差し伸べようにも、個人情報やプライバシーの壁があってできない場合が懸念されます。お互いに理解をしていこうという方向性は理解していただきたいのと、手を差し伸べるに当たっては障がいのある本人も、日ごろからの地域での付き合いや繋がりづくりなど、一定の努力はしていく必要があるのではないかなと思っております。

○京分科会長 ご意見ありがとうございました。ただ今のご意見を踏まえすと、公民館といかに連携していくのか、民生委員がいかに情報をキャッチできるか、その連携をどうしていくかが重要な投げかけだなと思えます。資料2の33ページ、(1)の②地域での取り組みの中で、あったかスクラム事業や自治会の事業があがっていますが、公民館を含めた話にもなってくるかと思えます。今話をいただいた民生委員については、ここではあまり読み取る事が難しいかと思えますが、追記等も含めて、事務局としてはいかがでしょうか。

○曾田係長 33ページについては、障がい者基本計画の部分となりまして、3年前に6年スパンで策定したものですので、今回の改訂作業の対象ではないというところではありますが、確かに公民館という事は書いてありませんが、我々も地域との関係が大事だと思っております。例えば公民館での会合等で困り事があれば、内容によってどの部署が対応するかは変わりますが、市も求められれば参加して一緒に考える事ができるのではないかと考えています。もし、個別の地区の事であれば、また個別にご相談いただければと思います。今回いただいたご意見について、この改定として追記はしない考えであります。

○岸本次長 健康福祉総務課の岸本と申します。先ほどご質問、ご意見をいただいた件についてですが、健康福祉総務課の方では、いわゆる災害時、平常時も含めた対応ということで、要配慮者支援組織の各地域での立ち上げ、また、避難行動要支援者の名簿の整備といった事業を進めております。避難行動要支援者については、自力、もしくは家族の助けを得て非難することが通常難しい方の名簿をあらかじめ整備させていただき事業でございますが、毎年新たに手帳を取得された方、もしくは年齢で75歳以上になられた方や介護認定を受けられた方等、一定の制約を受けられる方について、毎年、年次更新をさせていただいております。毎年更新をする中で、一応はご本人の意向を確認させていただいております。その上で、平常時、もしくは緊急時の利活用について、ご同意をいただける方については、例えば先ほどご指摘をいただいた民生児童委員協議会様や地域の自治会等、支援側の役割が果たせる団体に対して、厳格なルールのもとで名簿情報を提供させていただき事になっていきますので、この事業を地域で活用いただくことによって、情報の共有が図られるかなと思っています。ただ、一方で中には情報の提供を拒否される方もいらっしゃると思います、その方についての情報は人命に関わるような災害時を除いては、提供はしないという事になっています。そのジレンマは若干残るところではありますが、それぞれの公民館単位での活動であったり、また自治会での活動等、そういった所との連携をさせていただきながら事業を推進していく事について、今年度がちょうど地域福祉活動計画の改訂年でありまして、現在、29地区の各公民館単位で作成をさせていただいております。来年度は、市全体の地域福祉計画の見直しという事になっております。現在の事業の中でも取り組む事にしておりますし、この地域福祉計画は今回の障がい分野、また健康、介護保険それぞれの分野での上位計画という位置付けとして、総括的な内容として見直しをする予定にしております。そういった所で見直しに反映をさせながら、次期の障がい基本計画の時期に反映させていければと考えています。

○京分科会長 ありがとうございます。他にございますでしょうか。

○武田委員 あったかスクラム事業について、場作りを進めますとなっておりますが、誰が進めるのかなと思っています。あったかスクラム事業は、各公民館に障がい児を持つ親達が集まって活動していますが、できていない所もあり、実は減ってきたり活動を休止している所もあるという現状があることをつぶやかせていただきます。

○京分科会長 ありがとうございます。自主的な活動や会に対して、市がどう関わるか等の点もあるかともありますが、市としての支援策や考えがあればお聞かせください。

○曾田係長 あったかスクラム事業について、実施主体としては社会福祉協議会が全体的な取りまとめをしておられますが、全ての公民館で事業を実施しているというわけではありません。また、コロナ禍の時期もありましたが、限られた範囲で現在も活発に活動を続けている地域もありますし、一方では活動が収縮している所も一部あると聞いています。この事については地域での障がいのある子どもを抱える世帯が、地域の中で関りながら活動するというコンセプトがあると思っておりますけれど、事業の継続や維持ができるようにするための対応を、一度、社会福祉協議会と話し合わなければいけないと思っています。まずは、話し合いから進めていきたいと思えます。

○京分科会長 ありがとうございます。他にございますでしょうか。

○毛利委員 資料1の項目22に記載のライトアップについて、知識がないのでお尋ねしますが、予算等の調整が必要と記載してありますが、ライトアップをする為に色を変えることについて費用が発生するのでしょうか。

○曾田係長 松江城を一晩、一定の時間照らす事に対して、色の選定からスタートして、当日のセッティングをする経費に対して大体10万円弱ほど必要となります。事業者への委託となりますが、打ち合わせからスタートになり、国際的な事も含めて色の指定もありますのと、松江城を照らすにあたって我々事務方ではできない作業もありますので、ライトアップしていただく業者と相談して行っていく作業になります。

○毛利委員 ありがとうございます。勉強になりました。

○京分科会長 ありがとうございます。他にございますでしょうか。

○長澤委員 先ほど武田委員から話がありました、あったかスクラム事業についてですが、コロナ禍以前の2、3年前から停滞気味でしたが、小・中学生だった子どもたちが成人して、支援をどこに持って行こうかということについて、公民館としてもどうしたら良いのか分からない。こんなことをしてもらいたいと言っても、中々してもらえない。その内に親も高齢化してしまい、活動が縮小してしまうという実情があると思えます。一方では、活発に活動されている公民館もありますが、全体的には停滞気味であるという事を、参考までにお知らせしたいと思えます。

○京分科会長 ご意見ありがとうございました。他にございますでしょうか。

○武田委員 資料1の項目7についてですが、障がいがある為に集団登校できない子どもや、養護学校に通う子どもについては、通学すること自体が大変な現状があります。だんだん、ヘルパーさんも事業所も減っており、サービスを断られるケースも多くあります。そういった中で、来年小学校に上がられる方が、相談員から今の内からレスパイトを利用するように言われるケースが増えています。それくらい、通学支援の面では皆さん困っている現状があります。ヘルパーを増やせば良いという問題ではなく、通学できない現状があるので、やはり学校の中で考えてほしいです。PTAの中で考えると、何かの方法を考えないといけないと思います。この通学に関する問題をきちんとしないと、教育はできないのではないかと思います。

○京分科会長 ご意見ありがとうございます。教育と福祉の連携については、以前からこの会議でも課題で上がっています。ご家族の声を聞くと、地域の声を聞くことが何よりも大事なのかなと思いますので、ぜひその辺りの繋がりを作って、一緒に検討いただく体制を作っていたらと思います。

○安部委員 松江市精神障がい者家族協議会の安部です。資料1の項目20についてですが、東京の方では精神疾患についての授業が始まっています。授業を受けた子どもの話を聞きましたが、皆さん関係ないという感じで、スルーしている状態であるとの事です。授業をされた先生は自身の体験を話されたようで、話を聞いた子どもは授業内容に対して理解したそうですが、ほとんどの子どもは頭に入っていなかったようです。出雲では出前講座のような事業をされているそうなので、話を聞きに出雲の保健所に行ってきました。そちらでは、独自で「心の健康教室の出前講座を承ります」というチラシも作成して、各事業所や学校に配布しているそうです。出前授業で話される講師も保健所で募集をして、依頼された内容に応じた鬱やストレスの対策、また高齢者の心の健康についての話ができる講師を採用し、出前講座に派遣しているそうです。出雲の保健所で言われたことは、小・中学生には精神疾患としてではなく、メンタルヘルスについて話すことが大切だと言われました。また、事前にしっかりと準備をして開催しないと難しいですよとの事でした。神戸市の教育委員会が出している動画を見ましたら、小学校の低学年から高学年、また中学校、高校と段階を経て、子どもたちに分かるような内容を作っておられましたので、またその辺りを神戸市に聞いてみようと思っています。出雲市では保健所が主として実施しておられますが、松江市でも実施する場合は、実施主体は保健所になりますでしょうか。

○京分科会長 障がい理解の教育という面で、状況としてはいかがでしょうか。

○有間課長 基本的には市がPRしていくと思いますが、PRした上で申込みをいただく所が、学校やそれぞれの地区であるとは思いますが、出前講座については、申込みいただいた要望に合わせて講師を派遣しますが、メンタルヘルスについては障がい者福祉課へオーダーが入るのかどうかという事もあります。出前講座の依頼があった場合、対象とする小・中・高校生に対してアプローチするのに適した内容を考えて実施すると思います。小学校のメンタルヘルスについて、どの部署が担当するのかという事については現在すぐに分かりかねますが、依頼を受けた部署が適切な部署へ繋ぐなどして実施できるよう取り計らうことになるかと思えます。

○安部委員 神戸市のように、市独自の動画を作成する考えはないのでしょうか。

○有間課長 できれば、国や県で作られたような良い物があれば、それを使わせていただきたいと思っています。また、ニーズがどれだけあるのかという所にもよるかと思えます。

○安部委員 障がいの相談支援専門員から聞いたのですが、中・高校生ぐらいの子どもたちは、早期に発見して、早期に対応する治療が一番良いと話されました。精神障がい者家族協議会だけの対応は、中々難しい面もありますので、情報共有しながらご協力をお願いしたいです。

○京分科会長 ご意見ありがとうございます。ここで時間も押しておりますので、一旦個別の質疑は終わらせていただきます。これまでいただいたご意見として、当事者の声、地域の声をいかに聞く事ができるのか、また、計画で書かれている内容をどのような形にしていくのか、また市内における各機関での連携をどう行っていくのか、あるいはどう実現していくのかという事も含めまして、みなさんの中でまた色々と揉んでいただいて、場合によっては具体例なども提示していただく必要もあるかと思えます。後は、問い合わせ先については、どこに相談していいのかわからない、何か困り事があった場合や理解啓発の取り組みをしたいといった場合に、どこが対応するのかわからないといったこともありましたので、これを機にご検討いただければなと思えます。

後ほど時間がありましたら、全体の質疑の時間を受けたいと思えますので、資料に戻りまして、議題の(1)の③策定スケジュールについて、ご説明をいただきたいと思えます。

○曾田係長 資料 3 により、策定スケジュールの説明をさせていただきます。今回、計画案の審議をいただきまして、1月からパブリックコメントを行ってまいります。1月5日から2月5日の期間、行政資料コーナー、障がい者福祉課、絆に計画案を置いておくということと合わせて、市報1月号やホームページでの周知、公民館等にチラシを置かせていただきまして、是非ご意見を下さいとご案内をしたいと思っております。広くご意見をいただけるように、関係事業者の皆様等に周知できるところには周知をしていきたいと考えております。その後、パブリックコメントにていただいたご意見をもう一度整理をさせていただき、必要であれば計画の修正が出てくるかと思えますけれども、修正した案を持って、早ければ2月、又は3月に第4回の分科会を開催のうえ最終案を提示して、ご意見をいただきたいと思えます。そこで、ご審議のうえ承認をいただければと考えています。

○京分科会長 ありがとうございます。ただ今ご説明いただきました、今後の策定スケジュールにつきまして、皆様からご質問受けたいと思えますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら、このスケジュールに沿って、進めていただけたらと思えます。よろしくお願いいたします。

それでは、2. 協議事項の(2) 各種連携会議、検討チーム会議の状況について、ご説明おねがいします。

○曾田係長 資料 4 について、今年度の第1回分科会で報告して以降、実施状況の報告をしておりませんでしたので、最近の下部会議の状況についてご報告させていただきます。

まず一つ目が、就労支援検討チームでございます。こちらにつきましては、今年度はまだ開催をしておりませんが、その下部会議であります、就労アセスメント検討ワーキングチームは活発に開催している状況でございます。ただ、就労支援の部分については一度情報を整理する必要があると考えておりますので、来週の12月25日に開催し、就労アセスメントやその他の就労支援について意見交換をしたいと考えております。

続きまして、就労支援検討チームの下部会議に当たります、就労アセスメント検討ワーキングチームでございます。こちらは、今年の5月からほぼ毎月開催をしております。障害者就業・生活支援センターぶらす、桑友様のご協力をいただきまして、就労アセスメントの検討をしている所でございます。これにつきましては、法律の改正によりまして、令和7年中にはスタートする予定の就労選択支援を見据えて、複数機関で連携して就労アセスメントを試行的に実施する取り組みをしており、現在、2ケースの実施をしているところでございます。情報がある程度取りまとめたところで、広く事業所の皆さんに、取り組みの結果等を報告したいと思っております。また、今年度につきましては、厚生労働省の方で、就労選

択支援という新しい制度に関して、モデル事業を行っている最中でございます。その受託事業所に対して、松江市が行っているアセスメントの手法に関する情報提供をするなどの協力を行っております。

続きまして、相談支援検討チームでございます。昨年度末の所で開催し、松江市が策定しております、計画相談支援マニュアルの改定を行うこととし、現在作業を進めている所でございます。少なくとも、今年度中にはもう一回開催し、マニュアルの改定は終える事と合わせまして、その他の課題や陳情の共有をし、課題等に対してどのような事ができるかの話し合いをしたいと考えております。相談支援検討チームにつきましては、同じメンバーで感染対応検討チームを構成し、必要があれば感染症に関する議題を取り上げる事とします。

裏面に移りまして、地域移行・定着・包括連携会議についてですが、これは地域の支援体制を話し合う会議であります。今年の6月に開催し、年度内にもう一度を開催したいと思っております。議題の予定としましては、地域生活支援拠点の検討ワーキングの進捗状況報告、また、日中サービス支援型グループホームを現在1カ所運営いただいておりますが、その状況報告と評価を終えていきたいと思っております。その下部会議である地域生活支援拠点検討ワーキングについては、7月、10月、11月と開催している所です。現在、地域生活支援拠点に関わる事業所全てに対して、アンケートの調査票を送らせていただいております。各事業所の拠点に関する認識や地域で何が必要であるのか等、ニーズ把握を行うアンケートを行っている所でございます。結果を取りまとめた上で、1月頃を目途に体制整備をするための議論を再開したいと考えています。

続きまして、障がい児支援連絡会議について、しばらく会議を開催しておりませんでした。現在計画を策定中であり、関係者が集まってしかるべき議題について情報共有等しながら進めていく考えであります。福祉と教育の連携の状況については、少し前もテーマに挙がりましたが、医療的ケア児の支援体制、また障がい児支援の支援体制という事に関しては、現在市がどんな体制で動いているのか、その情報共有からスタートし、そのプラスアルファとして他に何ができるのかを、話し合いっていかなければと思っております。できれば本年度中に、やることを承認していきたいと考えております。また、並行して関連する研修を生涯学習課と連携して実施しているところでございますして、子どもの学びあい・支えあい講座を2回開催しています。児童クラブの方と放課後デイサービスの職員に参加いただき、研修の機会としています。駆け足ではありますが、以上が現状の活動になります。

○京分科会長 ご説明ありがとうございました。ただいま説明のありました、各種連携会議、検討チーム会議の開催状況につきまして、皆様方からご意見、補足の説明等ありましたらお願いします。

皆様、よろしいでしょうか。なお、今日の時点で開催できていない検討チームもいくつかありますが、年度内にできれば開催していただきたいと思っておりますし、広く意見を汲んでいただいて、より良い、質の高い実践の場に繋げていただけたらと思っておりますので、引き続きよろしく申し上げます。

それでは、ご意見等無いようですので、次第に戻りまして、2. 協議事項の(3) その他について申し上げます。

○曾田係長 その他といたしまして、大きく4点ございます。まず1点目が、障がい福祉計画につきまして、先ほどスケジュールにありましたパブリックコメントを間近に実施するお話をさせていただいております。今回の会議でいただいたご意見等については、改めて計画の中の文言を確認して、もし修正の必要があれば市の方で修正のうえ、パブリックコメントに出させていただきますたいと思っております。

2点目といたしまして、以前の分科会で、手話言語条例の策定作業に入っていきますと報告をさせていただきました。現在の状況としては、松江市聴覚障害者協会の皆様と話し合いを開始させていただき、条例の素案でありましたり、条例ができた後にどのような施策に取り組むかといった話し合いをしている所です。折を見て、この分科会でも素案をお見せできればと思っておりますが、タイミングが合わなければ資料の送付のみになるかもしれません。いずれにしても、内容を一度見ていただき、ご意見等あればいただけたらと考えています。

3点目といたしまして、障がい者福祉専門分科会だけではなく、部会であります社会福祉審議会の委員改選の時期が近づいております。今の任期は、令和3年度から令和5年度までの3年間となっております。次は予定では令和6年度から令和8年度になっています。年が明けましたら、皆様の所属団体等に推薦のご相談、ご依頼をさせていただこうと思っておりますので、ご協力をくださいますようお願いいたします。

最後になりますが、障がい者差別解消法が改正となりまして、来年の4月1日から改正法が施行となります。何が大きく変わるかと言いますと、合理的配慮の提供について、以前から行政は義務となっておりますが、事業所や民間企業、民間団体、NPO、地域のボランティア団体等、広く含めて事業者という定義でお話をさせていただきますが、現在、事業者に対しては合理的配慮の提供は努力義務でありましたが、4月1日からは義務となります。今年度は、障がい者福祉課で商工団体等々、各種団体に出向いての説明や、市報やホームページ等の広報を活用して周知をしてまいりました。また年が明けましたら、もう一度、市報での周知をしたいと考えております。松江市の方でも、障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例を制定しており、事業者による合理的配慮の提供は努力義務であるとい

う規定をしていますので、法改正に合わせて改正をするため、現在その義務化とする改正内容について、議会にて話し合いをしている状況です。また今後、条例が改正となりましたら、法改正に合わせて条例も変わりましたよという変更の周知もしていきたいと思っておりますので、ご承知いただければと思います。説明は以上になります。

○京分科会長 ありがとうございます。ただいまご説明いただいた点について、皆様からご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではご質問等ないようですので、その他についてはこれで終わりたいと思いますが、せっかくの機会ですので、その他にも皆様から何か情報提供ありましたら、発言をお願いしたいです。

○長澤委員 先ほどパブリックコメントの話がありましたが、公民館ではほとんど意見が出ない状況であります。委員の皆様、今回色々のご意見を出しておられますが、今後、地域の方と話をされて、こんな良い意見がありますよという事があるかもしれませんので、それぞれ皆さんの方でも、改めて広く周知をお願いしたいです。

また、福祉の人材確保や施設整備などに関連して、国等からの補助金を確保することは大事な事だが、今後の見通しについて、良いことも悪いことも含めて、市で把握されている実情があれば教えていただきたい。障がい福祉事業所の廃止など

○有間課長 障がい福祉サービスの事業所については報酬の基準がありまして、その基準に基づいてお支払いをさせていただいており、その報酬の中で運営をさせていただいている状況です。来年に向けては、報酬改定がなされるという状況がございまして、昨今の物価上昇の状況ですとか、介護人材の不足といった状況も踏まえて報酬を改定すると国は言っていますが、詳しい内容はまだはっきりと見えておりません。ただ、報酬が上がるという事は間違いないと思っております。また、先ほど事業者が減っているのではないかとの事ですが、あったかスクラム等の公民館単位での活動が停滞しているという事はあるかと思いますが、放課後等デイサービスの事業所については、まだまだ増えていっているという状況です。ただ、何年か前は新しい事業所ができれば定員がすぐ埋まるという状況ではあったのですが、最近新規で開設された事業所では、新規の利用者さんの獲得に苦労しているという状況が出始めています。利用者や利用日数、報酬の支払い的な面から見ますと、どんどん増えている状況であり、それだけご利用していただけているのかなと思っております。

○長澤委員 子どもたちを対象とした、放課後等デイの関係事業所が増えているとのご説明をいただきましたが、例えば公民館で何らかのチラシを置かせてもらえないかというような話をいただいても、公民館は営利に関する事に介入してはいけないため、公民館で紹介できるものと出来ないものがあります。ぜひ、皆さんも団体の中で支援できる所があれば、できる限り支援してあげていただきたいと思います。

○京分科会長 ご意見ありがとうございました。私たち委員も、どう支援を広げていくのか、どのように情報伝達することができるのかという点に対して、キーとなってしっかりと役割を果たすことができればと思います。ご協力よろしく申し上げます。

その他、全体を通してご質問、ご意見等ございますでしょうか。ないようですので、そうしましたら、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。進行を事務局にお返ししたいと思います。

○有間課長 皆様、本日は長時間にわたってご審議をいただき、ありがとうございました。また、京分科会長には円滑な議事進行をしていただき、感謝を申し上げます。最後に、部長からご挨拶申し上げます。

○松原部長 健康福祉部の松原でございます。皆様におかれましては、お忙しい中、第3回目の分科会ということでご出席をいただきまして、大変ありがとうございました。

本日の議題も計画の改定という所で、本日も含めてこれまでに様々なご意見を頂戴してきたところございます。お陰をもちまして、来年1月にはパブリックコメントを開始し、市民の皆様からの意見を募集するという段階に来ることができました。いよいよ、大詰めの段階に入ってきたというところでございます。ただ、委員からご指摘ありましたけれど、パブリックコメントというものは計画を策定する段階において、広く一般の皆様からの意見をいただける機会を設けるという意味では、大変重要な手続きだと思っております。しかしながら、ご意見を実際にいただけるのは、そんなに多くないといった現状も一方であるという所もございますので、ぜひこの間にも皆様におかれましては、お気づきの点等あれば、またご意見があれば是非いただきたいという事と、周りの皆様にもご協力をいただけたら大変嬉しく思いますので、声掛け等も含めてよろしくお願いいたします。

本日は、令和5年の最後の分科会でございます。皆様におかれましては、本年も障がい者福祉の推進にご尽力いただきました事を、この場を借りて厚く御礼を申し上げる次第でございます。また、来年につきましては、パブリックコメントを踏まえて本年度最後の分科会を開催する事となりますけれども、引き続き皆様方には、福祉の推進と障がい者福祉行政のご

協力の方もお願いを申し上げまして、終わりのご挨拶とさせていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

- 有間課長　なお、次回の分科会の日程については、2月又は3月に準備ができ次第、調整のうえ開催したいと思います。別途、ご案内をいたしますので、どうぞよろしく願いいたします。
- それでは以上をもちまして、令和5年度第3回松江市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会を終了します。皆様、本日はありがとうございました。

(以上)